

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

三分の一角「有償運送」を実施または予定

-全腎協傘下の移送事業団体調査結果まとまる-

国土交通省が昨年 4 月、移送事業に関する有償運送のガイドラインを実施して 1 年近くなります。全腎協は 2 月にボランティア移送事業を行っている傘下 39 の事業所に対し、移送事業の現在の形態、今後の方針などに関してアンケート調査を行いました。4 月末で集計を締め切り、このほど最終報告書として今後の移送事業をどう考えているかを探りました。その概要を一部お知らせします。詳細は資料①をご参照ください。

8 事業所が「有償運送」を実施又は予定

全腎協傘下 39 事業所のうち回答のあった 23 事業所(回答率 59.0%)のうち、3 分の 1 に当たる 8 事業所が有償運送を実施又は予定していました。すでに有償運送を実施しているのは 2 事業所、今後「有償運送」を予定している事業所が 6 ヶ所ありました。一方で半数近い 11 事業所が「無償運送」を継続すると回答しています。

「有償運送」に取り組むことが可能と考えている事業所が多い一方で 3 割がこれまでどおり無償ボランティアで移送を続けていこうとしていることがわかりました。

「有償」「無償」それぞれに不安と課題

「有償」をめざしているところは、行政の援助打ち切りやセダン型自家用車が使えないか、NPO 法人設立、運営協議会の設置などに不安を持っていました。「無償」を続けようとしているところは、費用を受け取っていることが対価とみなされないかという不安をもっています。

両者に共通して、ボランティア不足、透析患者の支持不足、収支の悪化などの不安が挙がっています。一方で移送事業実施地域の拡大などをめざしているところもあります。

また、2 事業所の休止に見られるように介護タクシーの増加などでボランティア移送への需要がなくなる地域もありました。

7 割の自治体で運営協議会設置の動き

「福祉有償運送」の許可を得るのに不可欠な「運営協議会」の自治体による設置の動きについては、「すでに設置」と「進行中」を合わせると 7 事業所(23 事業所中 30.4%)の地域で現実のものとなっています。

さらに移送サービスを行う地元介護保険事業所の動きについては、すでに「法許可による有償運送」、「検討中」が 7 ヶ所で 30.4%と半数以上の介護保険事業所が有償運送をすでに始めているか始める可能性があることが示されていました。

2003 年 4 月、介護報酬に「通院等乗降介助」が新設されてから介護保険事業所が透析患者の通院介助を行うところが増えてきました。今後地域腎友会などがボランティア送迎を始めるところでは、透析患者の希望だけでなく、介護保険事業所や介護タクシーがその地域でどれだけサービスを提供しているか把握することが求められます。事前の調査が不足のまま通院送迎ボランティアをはじめた場合、送迎サービスが供給過剰になり、活動休止となる可能性もあります。

医療法人の「有償」移送が許可

厚労省は今年3月30日、医療法人が介護保険法や支援費事業に関連して高齢者や障害者を「有償」で移送する事業を付随業務として認める通知を出しました。

ただし、有償運送は道路運送法第4条(特殊車両または介護人付きの普通車両による患者等の移送)または43条(タクシーの営業免許)、80条(福祉有償運送)のいずれかの許可を必要とする、としています。

これまでは、高齢者等の患者を「無償」で送迎する事業だけを医療法人の付随事業として認

めてきましたが、昨年来の国土交通省の有償運送に関する新しい対応を受け、4月1日から「有償」で高齢者等を送迎する事業を認めることにしたものです。

これにより、透析施設などを運営する医療法人(診療所除く)が介護保険や障害者施策関連の事業を行っている場合、「有償」で移送をはじめめる状況が生まれました。そのため、透析施設への「無償」の患者送迎も増加する可能性も出てくるものと思われます。

政府がセダン型車両使用の「弊害の有無」全国調査

構造改革特区の効果を検証している政府の特区評価委員会(委員長八代尚弘日本経済研究センター理事長)は4月、福祉有償運送でセダン型自家用車を使用している全国17の特区に対し、福祉有償運送でセダン型車両を全国で使用することを想定してその「弊害」調査を行うことにしました。

セダン型車両の使用は、全腎協はじめ送迎

ボランティア団体から強く求められています。タクシー業界からはその経営を圧迫するとして、安全性などを理由に強い反対意見が出ています。

同委員会は7月までに調査結果をまとめ、それをもとに9月に特区本部(本部長小泉純一郎首相)が最終決定を行います。

国交省・厚労省が「運営協議会」の設置促進を目的に調査

厚労省と国交省は今年3月29日、各都道府県に対し連名で、昨年3月に出した有償運送に関する「ガイドライン」にもとづく自治体による「運営協議会」の設置が少数にとどまっているとして、「都道府県の積極的な関与により関係市町村を協力を指導」するよう課長通知を出しま

した。

「有償」運送を予定している地域は、各自治体へ運営協議会設置に向けた要望活動を強める好機です。関連団体とともに設置運動に取り組んでいきましょう。

各地のトピックス

横浜でボランティア安全運転講習

神奈川県内の医療ソーシャルワーカーを中心とした透析患者の通院問題の解決を目指す「医療アクセス権」プロジェクトは、福祉有償運送の前提となるボランティアの安全運転講習を5月4日、5日の二日間にわたって横浜市内の自動車教習所で行いました。

ボランティア移送で運転を担当している18人

が参加し、利用者理解と介護技術に重点をおいた独自のカリキュラムをもとに、介護輸送サービスの歴史から適性検査、実車・実技までを学びました。

研修後の評価は、「安全運転を改めて見直すことができた」と好評でした。

東京都練馬区で新しい透析患者移送団体

東京都練馬区で5月、透析患者の通院送迎を中心としたNPO通院移送センター「タンポポ」が全腎協40番目の送迎事業所として加わりました。「タンポポ」は透析施設腎友会を母体に平

成16年に創設。周辺の透析施設への送迎も含め、月1200回を超える移送サービスを行っており、区の福祉タクシー券を利用することができます。

「身体介護」の通院介護が困難に

神奈川県では、厚労省の方針もあって介護報酬の算定が厳しくなっています。同県内の介護保険事業所の話によると、従来は要介護度の重い高齢者を透析施設などに通院介助・移送する場合、ベッドでの起床・更衣などの介助があると「通院等乗降介助(100単位)」ではなく「身体介護(30分以内で231単位)」が認められていましたが、最近は通院が目的だとされ「通院等乗降介助」にされてしまうとのことです。

これらの報酬額に大きな差があることから、介護保険事業所によっては透析患者の通院を引き受けたがらない傾向も生じており、また、引き受けた場合でも透析室までの付き添いを行わ

ない状況も生まれているそうです。透析施設の職員が透析室内での業務で手一杯なため、高齢患者の介助が透析施設内でおろそかになる傾向が生じています。

今後各地でこのような状況は広がってくるものと思われます。更衣が自分で思うようにできないような重い透析患者の送迎の場合でも、「通院等乗降介助」ではなく「身体介護」が適用できるよう要求していく必要があります。

また、介護保険事業所によっては透析患者の通院を引き受けたがらない状況が生じていることから、ボランティア移送は今後も重要になってくるといえます。

ワンポイント

「福祉有償運送」でのセダン型車両使用の可否は9月に結論！?

今回の記事の通り、政府は特区評価委員会の全国調査を経て「福祉有償運送」でのセダン型車両使用を許可するかどうか、結論を9月に出す予定です。

今号トップ記事の移送団体調査にもあったように、現移送団体や今後有償運送を考慮している県組織、地域腎友会の最大の関心事の一つ、セダン型車両使用の可否は、今後の移送事業に大きく影響します。全腎協ではセダン型車両の使用を認めるよう引き続き国土交通省に要望していきますが、各事業体でも地元自治体に対し、セダン型特区を申請するよう要望活動を強める必要があります。

◆添付資料◆

資料①:「ガイドラインによる有償運送について」調査報告書ができました。

トップ記事で紹介したアンケートの集計結果を報告書としてまとめました。

資料②: H16年度の各事業所の活動状況がまとまりました。

介護タクシーの普及により活動休止の事業所もある一方で、年間1万回の送迎サービスを提供している事業所も5箇所ありました。

資料③: 新事業所「たんぽぽ」を加え40事業所の連絡先をご案内します。

「今期の活動状況」: 用紙を更新しました。

透析患者の移送ニーズを把握するため利用者区分を設けました。4～6月、7～9月、10～12月、1～3月ずつのご報告をお願いします。